

瀬戸内海の環境の保全に関する兵庫県計画（案）

令和5年 月

兵 庫 県

目 次

第1 序説

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の期間	1

第2 計画の目標

1 水質の保全及び管理並びに水産資源の持続可能な利用の確保に関する目標	2
(1) 水質の保全及び管理の推進	2
(2) 栄養塩類管理の推進	2
(3) 底質環境等の改善等	2
(4) 油や有害化学物質等による汚染の防止	3
(5) 生物の生息環境の整備等	3
2 沿岸域の環境の保全、再生及び創出、並びに自然景観及び文化的景観の保全に関する目標	3
(1) 藻場・干潟等の保全、再生及び創出	3
(2) 自然海浜等の保全等	3
(3) 埋立てにあたっての環境保全に対する配慮	4
(4) エコツーリズム等の推進	4
(5) 健全な水循環・物質循環機能の維持・回復	4
3 海洋プラスチックごみを含む漂流・漂着・海底ごみへの対応に関する目標	4
4 気候変動等への対応に関する目標	4
5 基盤的な施策に関する目標	5
(1) 豊かで美しいひょうごの里海づくりの普及及び県民参加の推進	5
(2) 情報提供、広報の充実	5
(3) 環境教育・環境学習の推進	5
(4) 広域的な連携の強化等	5
(5) 国内外の閉鎖性海域との連携	5

第3 目標達成のための基本的な施策

1 水質の保全及び管理並びに水産資源の持続可能な利用の確保	5
(1) 水質の保全及び管理の推進	5
(2) 栄養塩類管理の推進	7
(3) 底質環境等の改善等	7
(4) 油や有害化学物質等による汚染の防止	8
(5) 生物の生息環境の整備等	9
2 沿岸域の環境の保全、再生及び創出、並びに自然景観及び文化的景観の保全	9
(1) 藻場・干潟等の保全、再生及び創出	9
(2) 自然海浜等の保全等	10
(3) 埋立てにあたっての環境保全に対する配慮	11
(4) エコツーリズム等の推進	12
(5) 健全な水循環・物質循環機能の維持・回復	12
3 海洋プラスチックごみを含む漂流ごみ等の除去・発生抑制等	13
(1) 海岸漂着物等の除去及び発生抑制の推進	13
(2) プラスチックごみ対策の推進	13
(3) 循環経済への移行	14
4 気候変動への対応を含む環境モニタリング、調査研究等の推進	14
(1) 監視測定の充実、調査研究等の推進	14
(2) 技術開発の促進等	15
(3) 栄養塩類管理等における、最新の科学的知見に基づく評価	15
5 基盤的な施策	15
(1) 豊かで美しいひょうごの里海づくりの普及及び県民参加の推進	15
(2) 情報提供、広報の充実	16
(3) 環境教育・環境学習の推進	16
(4) 広域的な連携の強化等	16
(5) 国内外の閉鎖性海域との連携	17

第4 計画の推進

1 計画の進行管理	17
2 計画の点検	17

1 第1 序説

2 1 計画策定の趣旨

3 令和3年6月9日「瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律」(令和3年
 4 法律第59号)により、「瀬戸内海環境保全特別措置法」(昭和48年法律第110号。以
 5 下「瀬戸内法」という。)が改正された。本計画は瀬戸内海の環境の保全に関する基本
 6 理念にのっとり、かつ「瀬戸内海環境保全基本計画」に基づき、兵庫県の区域(「瀬戸
 7 内法」第2条第1項に規定する瀬戸内海及び同法第5条第1項に規定する関係府県の
 8 区域のうち兵庫県の区域をいう。)において、瀬戸内海の環境の保全に関し、SDGsの達
 9 成にも貢献する「豊かで美しいひょうごの里海づくり」として実施すべき施策につい
 10 て定めたものである。

11 (瀬戸内海の環境の保全に関する基本理念)

12 **瀬戸内海環境保全特別措置法第2条の2** 瀬戸内海の環境の保全は、瀬戸内海が、
 13 我が国のみならず世界においても比類のない美しさを誇り、かつ、その自然と人々
 14 の生活及び生業並びに地域のにぎわいとが調和した自然景観と文化的景観を併せ
 15 有する景勝の地として、また、国民にとって貴重な漁業資源の宝庫として、その
 16 恵沢を国民がひとしく享受し、後代の国民に継承すべきものであることに鑑み、
 17 気候変動による水温の上昇その他の環境への影響が瀬戸内海においても生じてい
 18 ること及びこれが長期にわたり継続するおそれがあることも踏まえ、瀬戸内海を、
 19 人の活動が自然に対し適切に作用することを通じて、美しい景観が形成されてい
 20 ること、生物の多様性及び生産性が確保されていること等その有する多面的価値
 21 及び機能が最大限に発揮された豊かな海とすることを旨として、行わなければな
 22 らない。

23 2 瀬戸内海の環境の保全に関する施策は、環境の保全上の支障を防止するための
 24 規制の措置のみならず、地域の多様な主体による活動を含め、藻場、干潟その他の
 25 沿岸域の良好な環境の保全、再生及び創出等の瀬戸内海を豊かな海とするため
 26 の取組を推進するための措置を併せて講ずることにより、総合的かつ計画的に推
 27 進されるものとする。

28 3 瀬戸内海の環境の保全に関する施策は、瀬戸内海の湾、灘その他の海域によつ
 29 てこれを取り巻く環境の状況等が異なることに鑑み、瀬戸内海の湾、灘その他の
 30 海域ごとの実情に応じて行われなければならない。

32 2 計画の期間

33 本計画の期間は概ね10年とする。また、策定の5年後に施策の進捗状況の点検を行
 34 い、計画の見直しを行うものとする。

1 第2 計画の目標

2 1 水質の保全及び管理並びに水産資源の持続可能な利用の確保に関する目標

3 (1) 水質の保全及び管理の推進

4 ア 水質の保全及び管理

5 ○環境基準の達成状況等を踏まえつつ、栄養塩類である窒素及び磷の適切な循環の
6 確保に向けた水質の保全及び管理の取組が進められていること。

7 ○環境基準を達成した水域について、達成の維持が図られていること。

8 ○化学的酸素要求量 (COD) の環境基準を達成していない水域について、達成のため
9 の方策等の検討が進められていること。

10 ○赤潮及び貧酸素水塊の発生機構の解明が図られるとともに、その発生の人為的要
11 因となるものが極力少なくされていること。

12 ○海水浴場、潮干狩場等の自然とのふれあいの場等の水質が良好な状態で保全され
13 ていること。

14 ○水質の調査・監視体制が適切に整備されていること。

15 イ 生活排水対策の推進

16 ○地域の実情に応じた生活排水処理施設の整備や適正な維持管理の徹底等により、
17 生活排水対策が計画的に進められていること。

18 ウ 有害化学物質等の低減のための対策

19 ○環境への有害化学物質等の排出量及び残留量低減のための対策が進められている
20 こと。

21 (2) 栄養塩類管理の推進

22 ○地域の実情に応じた適正な栄養塩管理等の取組により、貴重な漁業資源の宝庫とし
23 て、餌生物が豊富に存在し、多様な魚介類が豊富に持続して獲れるなど、生物の多様
24 性及び生産性が確保されていること。

25 ○兵庫県栄養塩類管理計画（令和4年10月策定）に基づき、水質目標値（環境の保
26 全と創造に関する条例に基づく下限値以上、環境基準値以下）の達成に向けて、計画
27 的かつ順応的な栄養塩類供給に取り組むこと。

28 (3) 底質環境等の改善等

29 ○大阪湾奥部においては、栄養塩類の偏在や貧酸素水塊等の発生を抑制するため、貧
30 栄養化が進む大阪湾西部海域や播磨灘の漁場においては、底生生物や二枚貝等の発生
31 を促進するため、海底耕うん等の底質改善対策を推進していくこと。

32 ○海域利用の実情に応じ、環境との調和に十分配慮しつつ、適切な底質改善が図られ
33 ていること。

- 生活環境及び生物の生息・生育環境に影響を及ぼす底質及び貧酸素水塊発生の要因となる窪地について、その悪影響を防止・改善するための措置が講ぜられていること。
○海砂利の採取（河口閉塞対策等を除く。以下同じ。）が行われていないこと。

(4) 油や有害化学物質等による汚染の防止

- 油や有害化学物質等の流出事故の未然防止措置並びに事故発生時における拡大防止措置及び防除体制整備が図られていること。

(5) 生物の生息環境の整備等

- 海岸保全施設等の整備・更新など、防災・減災対策の推進にあたっては、自然との共生及び環境との調和に配慮されていること。

- 産卵親魚の保護や稚魚の育成を図るための増殖場の造成等が進められていること。

- 栽培漁業及び資源管理等の取組による水産動植物の増殖が図られ、科学的な知見に基づく水産資源の適切な保存、管理及び利用が行われていること。

- 海域における生物の多様性及び生産性の確保に支障を及ぼすおそれがある動植物について、駆除その他の必要な措置が講ぜられていること。

2 沿岸域の環境の保全、再生及び創出、並びに自然景観及び文化的景観の保全に関する目標

(1) 藻場・干潟等の保全、再生及び創出

- 藻場・干潟等の浅海域は、水質浄化及び物質循環の機能を有し、水生生物をはじめ渡来する鳥類も含め多様な生物の生息・生育する場や採餌場、環境学習・環境教育の場等としても重要な役割を果たしていることから、保全、再生及び創出されていること。

- 藻場・干潟等は、ブルーカーボンとしての役割が期待されることから、CO₂（二酸化炭素）の吸收・排出の評価に向けた調査・研究が進められること。

(2) 自然海浜等の保全等

ア 自然海浜の保全等

- 海水浴場、潮干狩場等の自然とのふれあいの場等として多くの人々に親しまれている自然海浜等が、できるだけその利用に好適な状態で保全されていること。

イ 自然公園等の保全

- 自然景観の核心的な地域が、その態様に応じて国立公園、国定公園、県立自然公園又は自然環境保全地域等として指定され、瀬戸内海特有の優れた自然の風景地を

1 保護することを主眼として、適正に保全されていること。

2 ○自然海岸が現状よりも減少することのないよう、適正に保全されていること。

3 ウ 緑地等の保全

4 ○保安林、特別緑地保全地区等の制度の活用等により現状の緑を維持するのみなら
5 ず、積極的に緑を育てる方向で適正に保護管理されていること。

6 エ 史跡、名勝、天然記念物等の保全

7 ○瀬戸内海の自然景観と一体をなしている史跡、名勝、天然記念物等の文化財や郷
8 土記念物等が適正に保全されていること。

9
10 (3) 埋立てにあたっての環境保全に対する配慮

11 海面の埋立てに関しては、「瀬戸内法」第13条第2項に基づく基本方針が適切に運
12 用され、環境保全に対して配慮されていること。

13
14 (4) エコツーリズム等の推進

15 瀬戸内海の様々な魅力や独自の景観を残している島しょ部などの自然環境を活かし
16 たツーリズムが推進され、瀬戸内海の環境の保全への意識・関心が高められているこ
17 と。

18
19 (5) 健全な水循環・物質循環機能の維持・回復

20 海域と陸域の連続性に留意して、健全な水循環・物質循環機能の維持・回復が図ら
21 れていること。

22
23 3 海洋プラスチックごみを含む漂流・漂着・海底ごみへの対応に関する目標

24 ○海面、海中、海底及び海岸が清浄に保持され、景観を損なうようなごみ、汚物、
25 油等が海面に浮遊し、あるいは海岸に漂着し、又は投棄されていないこと。

26 ○海岸を有する地域のみならず全ての地域において、海岸漂着物等の発生の効果的
27 な抑制が図られていること。

28 ○廃棄物の処理施設及び最終処分場は、廃棄物（汚水処理施設から排出されるもの
29 を含む。）の適正処理や不法投棄防止対策として、瀬戸内海の環境の保全のために不
30 可欠なものであることから、適切に整備及び確保がされていること。

31
32 4 気候変動等への対応に関する目標

33 ○気候変動による瀬戸内海の水質等への影響を把握するためのモニタリング、調査・
34 研究及び技術開発が進められていること。

35 ○瀬戸内海で既に現れている、または将来予測される気候変動影響に対応するため、

「兵庫県地球温暖化対策推進計画（令和4年3月策定）」に基づき、適応策の取組を推進すること。

5 基盤的な施策に関する目標

(1) 「豊かで美しいひょうごの里海づくり」の普及及び県民参加の推進
地域団体、関係団体、事業者、行政などが一体となって、県民参加に向けた「豊かで美しいひょうごの里海づくり」を推進していくこと。

(2) 情報提供、広報の充実

瀬戸内海の現状や環境保全の取組についての情報提供、広報が様々な方法によって行われていること。

(3) 環境学習・環境教育の推進

持続可能な社会の構築を目指して、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場において、環境と社会、経済及び文化とのつながりその他環境の保全についての理解を深めるための学習・教育が推進されていること。

(4) 広域的な連携の強化等

○環境保全施策の推進のため、広域的な連携の一層の強化が図られていること。
○多様な主体の参画により、湾・灘ごとの状況を継続して把握し施策を進めるための仕組みが作られていること。

(5) 国内外の閉鎖性海域との連携

○国内外の閉鎖性海域における環境保全に関する取組との連携を強化し、瀬戸内海の環境保全の一層の推進を図ること。

第3 目標達成のための基本的な施策

1 水質の保全及び管理並びに水産資源の持続可能な利用の確保

(1) 水質の保全及び管理の推進

ア 湾・灘ごとの取組

[大阪湾]

○湾全体としては現在の水質を維持するための取組を継続する。

○化学的酸素要求量（COD）の発生負荷量が大幅に削減されているにも関わらず、環境基準非達成など改善が見られないことから、調査・研究を推進する。

○大阪湾奥部においては、赤潮や貧酸素水塊等の発生など、地域特性や季節性を考慮

1 しつつ、局所ごとの課題に対応する。

2 ○大阪湾西部海域においては、全窒素、全燐の環境基準達成を維持しつつ、「兵庫県
3 栄養塩類管理計画」に基づき、計画的かつ順応的な栄養塩類供給に取り組む。

4 〔播磨灘及び紀伊水道〕

5 ○現在の水質から悪化させないための必要な対策を実施する。

6 ○COD の顕著な改善が見られないことから、陸域からの流入負荷以外の要因について調査・研究を推進する。

7 ○「兵庫県栄養塩類管理計画」に基づき、全窒素、全燐の環境基準達成を維持しつつ、
8 計画的かつ順応的な栄養塩類供給に取り組む。

9 イ 発生源対策

10 ○「水質汚濁防止法」(以下「水濁法」という。)等に基づき、COD、窒素、燐の排水基準及び総量規制基準の遵守を図る。

11 ○COD 対策の観点から、事業場内での排水処理施設の整備・用水の合理化・製造過程における対策等の指導等及び小規模・未規制事業場対策を推進する。

12 ○事業者による自主的な環境管理の促進を図る。

13 ○養殖漁場の環境悪化を防止するため、「持続的養殖生産確保法」、「兵庫県魚介類養殖指針」等に基づき、給餌量の適正化、周辺海域の環境監視等により、養殖漁場の環境管理の適正化を推進する。

14 ○環境創造型農業を推進し、化学肥料の使用の低減に努めるとともに、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」に基づき、家畜排せつ物の適正な管理と良質堆肥化による農地還元利用を促進する。

15 ウ その他の対策

16 ○河川等の自然環境が有する水質浄化機能の積極的な活用を図る。

17 ○「水濁法」及び「ダイオキシン類対策特別措置法」(以下「ダイオキシン法」といふ。)に基づく常時監視に加え、広域総合水質調査、浅海定線調査、漁場環境調査等、瀬戸内海の環境を把握するための調査を実施する。

18 ○底層溶存酸素量（底層DO）や有機物等の分解等について調査・研究を推進する。

19 ○指定地域内事業場の汚濁負荷量を的確に把握する。

20 ○発生源別汚濁負荷量、流域別汚濁負荷量の現状値、各種発生源データ及び監視データ等を総合的に管理するための水質管理システムの充実を図る。

21 ○赤潮による漁業被害を未然に防止するため、監視通報体制を適切に運用する。

22 エ 生活排水対策の推進

23 ○「生活排水処理計画」に基づき、地域の実情に応じた生活排水処理施設の整備を進める。

24 ○既存の生活排水処理施設の適正な維持管理を徹底するとともに、施設の老朽化対

1 策を推進する。

2 才 有害化学物質等の低減のための対策

3 ○「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律
4 (PRTR 法)」に基づき、有害化学物質の排出量の把握、管理を進める。

5 ○「水濁法」及び「ダイオキシン法」の適切な運用を図り、有害化学物質等の排出
6 量の低減を図る。

7 ○海域及び河川において底質調査を実施し、水銀またはポリ塩化ビフェニル (PCB)
8 が国の定めた暫定除去基準を上回る場合には、除去等の適切な措置を実施する。

9 ○国内で使用されている化学物質は数万種類あるが、そのほとんどは排出基準が未
10 設定であることから、予防原則に基づき、排出基準が定まっていない残留性、毒性等
11 が高い化学物質の検出状況(経年変化、季節変動)を把握し、必要な措置を講ずる。

12 力 海水浴場等の水質の保全

13 ○海水浴場、潮干狩場、海辺の自然観察の場等の自然とのふれあいの場や地域住民
14 のいこいの場の水質について、良好な状態で保全するように努める。

16 (2) 栄養塩類管理の推進

17 ○全窒素、全燐濃度の環境基準達成を維持しつつ、生物の多様性及び生産性の確保の
18 重要性にかんがみ、当該海域の利用の実情を踏まえ、「兵庫県栄養塩類管理計画」に
19 に基づき、工場・事業場や下水処理場からの計画的かつ順応的な栄養塩類供給に取り組
20 む。

21 ○海底耕うん、かいぼり等の取組の継続・拡大を推進する。

22 ○兵庫県環境審議会及び湾灘協議会に、定期的に水質の状況等について報告するとと
23 もに、栄養塩類増加措置実施者に工場、事業場を追加するなど、必要に応じて、兵
24 庫県栄養塩類管理計画」を見直す。

26 (3) 底質環境等の改善等

27 ○水質及び底質は互いに影響を及ぼす関係であることから、海域利用の実情に応じ
28 て、浚渫、覆砂、敷砂、海底耕うん等の対策と水質保全対策を組み合わせるなど、
29 環境との調和に十分配慮しつつ適切な措置を実施するよう努める。

30 ○深掘り跡の埋め戻しを行う場合、周辺海域への影響や改善効果を検討して行う。

31 ○航路や河川の浚渫を行う場合は、関係機関が連携し、発生した浚渫土砂を積極的
32 に有効活用する取組を推進する。

33 ○「兵庫県漁業調整規則」による海域での土砂採取規制を継続する。

1 (4) 油や有害化学物質等による汚染の防止

2 ア 船舶及び陸上からの油等の流出防止及び廃油処理施設の整備

3 船舶及び陸上からの油等の流出防止のため、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」(以下「海防法」という。)、「港則法」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「水濁法」に基づく規制の徹底と監視取締りの強化を図る。

4 また、必要に応じて廃油処理施設の設置等を図る。

5 イ 事故による海洋汚染の未然防止

6 ○事故による海洋汚染を未然に防止するため、「消防法」及び「石油コンビナート等災害防止法」(以下「石災法」という。)に基づく規制の徹底及び指導監視の強化を図る。

7 ○兵庫県及び関係市町の地域防災計画並びに「兵庫県石油コンビナート等防災計画」による一体的な防災活動等の適切な運営を促進する。

8 ○船舶衝突事故等による油等の流出を防止するため、「海上交通安全法」及び「港則法」等に基づく規制の徹底と指導取締りの強化を図る。

9 ○海上交通の安全のための施設の整備を促進する。

10 ウ 排出油等防除体制の整備

11 ○排出油等の流出拡大を防ぐため、「海防法」及び「石災法」に基づくオイルフェンス、オイルフェンス展張船、油回収船、油回収装置及び消火薬剤や油処理剤等の備付け義務の徹底と自主設置の促進を図る。

12 ○「水濁法」に基づく事故防止及び事故時の措置の徹底を図る。

13 ○流出油等を速やかに回収するため、神戸港等2箇所に整備されている油回収船の高度の活用を図る。

14 ○海上災害発生時に油等の防除等を行う海上災害防止センターの活用を図る。

15 ○「大阪湾・播磨灘海域排出油等防除計画」に基づき迅速かつ的確な排出油等の防除のための措置の実施を図るとともに、大阪湾・播磨灘排出油等防除対策協議会を活用して関係者相互の協力体制の整備及び防除計画の策定等に努める。

16 ○油等の拡散・漂流予測体制の強化に努める。

17 エ 環境保全対策の充実

18 ○脆弱沿岸海域図、漁業影響情報図等の活用により事故発生時における自然環境等の保全対象、保全方法等の調査検討を進める。

19 ○環境への影響の少ない新たな油等防除技術及び微生物を利用した環境修復技術の調査・研究を推進する。

20 ○油等の流出による自然環境等に及ぼす影響及び事故後の回復状況を評価するため、平常時の海域、海岸等に関する水質、生物等の観測データを蓄積する。

1 (5) 生物の生息環境の整備等

2 ア 環境配慮型構造物の採用

3 ○新たな護岸等の整備及び既存の護岸等の補修・更新時には、施工性、経済性等も
4 考慮しつつ、原則として、生物共生型護岸等の環境配慮型構造物を採用し、周辺水
5 域における良好な生物の生息・生育環境の維持・回復を図る。

6 イ 栽培漁業及び資源管理等の取組による水産資源の維持・増大

7 ○水産資源増殖の見地から漁場整備開発事業による増殖場の造成等を計画的に実施
8 する。

9 ○「兵庫県栽培漁業基本計画」に基づき、豊かな海の再生に向けて資源管理等と連
10 携を図りつつ、豊かな海再生種苗として位置づけるマナマコやクマエビをはじめとする種苗の生産・放流を実施する。

12 ○生産した種苗を漁場整備開発事業で整備した増殖場を含めた生息適地に放流する
13 などの効果的な栽培漁業を推進する。

14 ○行政、研究機関、漁業者が連携し、水産資源の調査・分析を行い、公的管理に基づく資源管理を進める。

16 ○イカナゴの漁獲サイズや操業期間の設定、休漁日の設定等の漁業者の自主的な資
17 源管理による水産資源の維持・増大とともに、漁業の担い手の育成により、将来に
18 わたる適正な水産資源の利用を図る。

19 ○遊漁者、一般県民等に対し、資源管理措置や種苗放流の効果を積極的に発信し、理解の醸成を図る。

21 ○大量発生により漁船漁業等の支障となるクラゲやヒトデ、食害により二枚貝に漁
22 業被害をもたらすナルトビエイ等の駆除等を進め、生物の多様性及び生産性の確保
23 に努める。

25 2 沿岸域の環境の保全、再生及び創出、並びに自然景観及び文化的景観の保全

26 (1) 藻場・干潟等の保全、再生及び創出

27 ○藻場・干潟等の保全のため、「水産資源保護法」に基づき保護水面に指定されている
28 水域及び「瀬戸内海漁業取締規則」に基づき藻場等におけるひき網漁業禁止区域に
29 指定されている水域の藻場、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」
30 (以下「鳥獣保護管理法」という。)に基づき国指定鳥獣保護区(特別保護地区)に
31 指定されている干潟について、当該法令等に基づく規制措置の適切な運用によりその
32 保全を図る。また、国指定鳥獣保護区(特別保護地区)については適宜指定の見直し、
33 区域の変更等を行う。

34 ○瀬戸内海国立公園内の藻場・干潟は、「自然公園法」に基づき、その優れた景観を
35 維持し、適切に保護する。必要に応じ、公園内で特に重要な海域を海域公園地区とし

て指定し、その適切な管理を進めるなどの保全措置の強化に努める。

○藻場・干潟等の保全に止まらず、関係機関が連携し、航路や河川の浚渫土砂等を積極的に活用し、浅場等の造成等を計画的に実施する。

○陸域から海域への砂の供給について研究に努める。

○開発等に伴い失われた藻場・干潟等を回復させるため、地域団体等が行う藻場・干潟等の保全・再生・創出における活動に対して支援する。

○移植等によって藻場等の再生・創出に取り組む場合には、遺伝的な攪乱がおきないよう留意し、水質、生態系等への影響把握に努める。

○学識者、地域団体、事業者、行政等からなる連絡会議を設置して、藻場等の増大、CO₂吸収・固定量の算定、クレジット認証・取引など、藻場再生によるブルーカーボンクレジットの創出を促進する。

(2) 自然海浜の保全等

ア 規制の徹底と指導、取締りの強化

○海水浴場等に利用されている自然海浜について、必要に応じ「環境の保全と創造に関する条例」(以下「県環境保全条例」という。)に基づき自然海浜保全地区として指定し、同条例の適切な運用により保全する。

○「自然公園法」、「都市計画法」、「都市緑地法」、「都市公園法」、「鳥獣保護管理法」、「森林法」、「県環境保全条例」等による各種指定地区の区域に含まれる自然海浜について、当該法令等に基づく規制措置等の適切な運用により保全を図る。

イ 養浜等による海浜環境の整備

養浜等により、自然とのふれあい等の場としての海浜環境の整備に努める。

ウ 自然公園等の保全

○自然景観の核心的地域である「自然公園法」に基づく瀬戸内海国立公園、「兵庫県立自然公園条例」に基づく県立自然公園、「県環境保全条例」に基づく自然環境保全地域及び環境緑地保全地域が、瀬戸内海特有の優れた自然の風景地を保護することを主眼として適正に保全されるよう関係法令等に基づく規制の徹底と監視及び指導の強化に努める。

○公園事業及び保全事業の執行及び民有地買上げ制度等の活用を適正に推進する。

○必要に応じ、自然公園等の区域の見直し等を進め、瀬戸内海特有の優れた自然景観の保護に努める。

エ 緑地等の保全

○良好な自然景観を有する沿岸地域及び島しょ部における林地を確保するため、「森林法」に基づく保安林制度及び林地開発許可制度の適正な運用を図る。

○「採石法」及び「砂利採取法」に基づく採取計画の認可及び「海岸法」に基づく

許可に際して、緑地等の保全に十分配慮する。

○「県環境保全条例」に基づく「土石採取等遵守基準」に基づき、土石採取跡地の緑化を指導する。

○「森林病害虫等防除法」に基づき、保安林等公益的機能の高い森林等は森林病害虫を防除して、その保護に努める。

○県及び市町における都市公園事業、港湾環境整備事業（緑地等施設）を積極的に促進する。

○「近畿圏の保全区域の整備に関する法律」に基づく近郊緑地保全区域及び近郊緑地特別保全地区並びに「都市緑地法」に基づく特別緑地保全地区、「都市計画法」に基づく風致地区等の制度により、緑地の保全を図る。

○県民緑税を活用した県民まちなみ緑化事業により都市地域における緑地の創出を図る。

○開発等によりやむを得ず緑が減少する場合、これを極力回復するよう努める。

○「都市計画法」に基づく開発許可基準に即した公園緑地等を確保させ、併せて植栽等を指導する。

○「都市緑地法」による緑地協定の締結の促進、「淡路地域の自然保護のための土取事業規制要綱」に基づく緑化指導等により緑の修復に努める。

○「県環境保全条例」に基づき、公共施設の緑化に努めるとともに、工場等の緑化を推進する。

○これまでの開発等に伴い失われた良好な環境を回復するため、「尼崎 21 世紀の森構想」のように、臨海部においてまとまった規模の緑を創出し、良好な景観の創出を図る。

キ 史跡、名勝、天然記念物等の保全

瀬戸内海の自然景観と一体をなしている文化財や郷土記念物等が、良好な状態で保全されるよう、「文化財保護法」や条例等に基づく規制の徹底を図るとともに、保存修理、環境整備等の対策を積極的に推進する。

(3) 埋立てにあたっての環境保全に対する配慮

ア 埋立ての回避、埋立て必要規模の最小化

○事業計画にあたっては、埋立ての回避、埋立て必要規模の最小化となるように、沿岸域での最適な土地利用に努める。

○藻場・干潟等のある浅海域は、生物の多様性及び生産性が高く、底生生物や魚介類の生息・生育、自然浄化能力の回復、ブルーカーボン等において重要な場であることを考慮し、埋立ての回避、埋立て必要規模の最小化に努める。

○廃棄物を海面埋立処分する際には、当該処分地が地域で果たす役割や大規模災害等

に備えた災害廃棄物の処分地の確保に対する社会的要請の観点から、整合性を保った廃棄物処理計画、埋立地の造成計画等によって行う。

イ 不可避な埋立てにおける配慮

○「環境影響評価法」及び「環境影響評価に関する条例」に基づく環境影響評価を実施する場合には、事業の必要性、環境影響の回避、低減を検討し、適切な環境保全措置を確実に実施する。

○「公有水面埋立法」に基づく埋立ての免許又は承認にあたって、「瀬戸内法」第13条第1項の埋立てについての規定の運用に関する同条第2項の基本方針に沿って、環境保全に十分配慮する。

○藻場・干潟等のある浅海域などの不可避な環境影響に對しては、定量的評価の結果を踏まえ、適切な代償措置を確実に実施する。

○代償措置の実施にあたっては、学識者や地域住民の意見が適切に反映されるよう努める。

(4) エコツーリズム等の推進

○瀬戸内海に特有な景観を活用した船舶によるツアーア(クルーズツーリズム)の造成促進等、瀬戸内海の島々のネットワークや景観等の資源を活かした取組を推進する。

○都市住民を含む市民が海や自然の保護に配慮しつつ自然等とふれあい、これらについての知識や理解が深まるよう、「エコツーリズム推進法」に基づくエコツーリズムを推進する。

○ツーリズムの推進にあたっては、独自の景観を残している島しょ部をはじめ、地域が持つ特有の魅力を再評価すると同時に、地域の活性化にもつながるよう努める。

○人と自然の関わりの場を作るため、産業の立地等により、人が海に近づきにくくなつた場所においては、新たに自然が失われないよう配慮するとともに、周辺環境を勘案しつつ、例えば水際線へのアクセスや魚釣り、散策等が可能な親水性護岸の採用、海中観察の場の提供など、人と海とがふれあえる場を創出するよう努める。

○漁村ならではの豊かな自然や地域資源の価値や魅力を活かした水産物の販売や漁業体験の受入など海業等の推進に努める。

○令和7年に開催される大阪・関西万博を契機に、「豊かで美しいひょうごの里海づくり」を国内外に発信し、多くの方々が体験できる取組を推進する。

(5) 健全な水循環・物質循環機能の維持・回復

○家畜ふん尿や食品廃棄物、木質系廃棄物などの未利用バイオマスが地域の中で活用される地域資源の循環を促進するなど、森、川、里、海を配慮した、「地域循環共生圏」の構築を目指す。

○海域では、沿岸域の環境の保全、自然浄化能力の回復、ブルーカーボン等に資する藻場・干潟等の保全、再生及び創出に向けた取組を進める。

○陸域では、水源の保全と涵養等、森林の持つ公益的機能を持続的に発揮させ、健全な森林へ誘導するため、「新ひょうごの森づくり計画」を踏まえ、森林整備事業、治山事業等によるスギ、ヒノキ人工林の間伐、荒廃が進んでいる里山林の再生等を進める。また、保安林の指定や森林病害虫被害対策等を促進することにより健全な森林の保全に努める。

○農地の適切な維持管理による表流水や地下水等水源の保全と涵養、河川や湖沼等における自然浄化能力の維持・回復及び下水処理水の再利用等に努める。

○施策の推進にあたっては、流域を単位とした、住民、民間団体、事業者、行政等、関係者間の連携の強化に努める。

3 海洋プラスチックごみを含む漂流ごみ等の除去・発生抑制等

(1) 海岸漂着物等の除去及び発生抑制の推進

○「兵庫県廃棄物処理計画」に基づき、ごみの投棄に対する取締りの強化及び清掃事業の実施を図る。

○瀬戸内海に流入する河川流域における清掃等の実施に努める等、生産・流通・消費・廃棄・処理の各段階における住民・事業者・行政が連携した廃棄物の減量化・再資源化及び適正処理のための総合的な施策を実施する。

○住民等への広報活動、清掃活動への住民参加の推進等を通じて、海面、海浜の美化意識の向上に努める。

○「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」及び「兵庫県瀬戸内海沿岸海岸漂着物・漂流ごみ等対策推進地域計画（令和2年3月策定）」に基づき、関係府県、市町、地域住民、事業者等、各主体が相互に連携・協力し、海洋プラスチックごみを含む海岸漂着物の円滑な回収・処理の推進及び発生抑制を推進する。

○海洋生態系への影響が懸念されているマイクロプラスチックについて、海岸漂着物等であるプラスチックごみの円滑な処理及び排出の抑制、再生利用等による減量その他その適正な処理を行うとともに、河川や海域での実態調査等に取り組む。

(2) プラスチックごみ対策の推進

「プラスチック資源循環戦略（令和元年5月）」に掲げる「3R+Renewable」の基本原則に沿った取組を進めるとともに、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」に基づき、県、市町、事業者が相互に連携・協力し、プラスチック廃棄物の排出抑制や自主回収・リサイクルの円滑化、環境に配慮された生分解性プラスチ

1 ック等代替素材への転換を促進する。

2

3 (3) 循環経済への移行

4 ○ 「循環型社会形成推進基本法」の趣旨を踏まえつつ、事業者・民間団体や地方公
5 共団体等が連携し、創意工夫のもとでワンウェイ・プラスチック製品や地産地消を
6 通じた容器包装材の使用削減を含むプラスチックごみの発生抑制、回収したプラス
7 チックごみのリサイクル、アップサイクルなどを通じ、地域における循環経済への
8 移行を推進する。

9 ○ プラスチックごみ削減を目的とした「プラスチックごみゼロアクション」の取組
10 を推進する。

11 ○ 廃棄物の処理施設及び最終処分場は、プラスチックごみを含む廃棄物（汚水処理
12 施設から排出されるものを含む。）の適正処理や不法投棄防止対策として、瀬戸内海
13 の環境の保全のために不可欠なものであることから、適切な整備及び確保を図る。

14 ○ 廃棄物処理施設整備事業により、一般廃棄物処理施設の整備を促進する。

15 ○ 産業廃棄物について、事業場及び処理業者に対する監視の徹底を図るとともに、
16 広域処理体制の整備を図る。

17 ○ 廃棄物減量化による最終処分量の削減等を図るため、「兵庫県廃棄物処理計画」に
18 基づき廃棄物の減量化・再資源化のための総合的な施策を実施する。

19

20 4 気候変動への対応を含む環境モニタリング、調査研究等の推進

21 (1) 監視測定の充実、調査研究等の推進

22 ア 環境保全に関するモニタリング、調査・研究及び技術の開発等

23 ○ 国、地方公共団体、事業者、民間団体等の連携の下に、以下の調査・研究等を推
24 進する。

25 ①瀬戸内海環境情報基本調査等の基礎的研究

26 ②赤潮・青潮の発生及び貧酸素水塊の形成のメカニズムの解明並びにそれらの発生
27 予測、被害軽減等の技術の向上

28 ③生物の多様性及び生産性の確保の観点からの栄養塩類管理及び底質改善に関する
29 調査・研究

30 ④ノリ養殖過程におけるCO₂吸収・固定のメカニズムや算定方法の調査・研究

31 ○ 水質等の保全のための監視測定技術の向上のため、兵庫県環境研究センター等の
32 活用により、水質測定器及び測定技術についての研究開発を行う。

33 ○ 浅場の造成等に浚渫土砂やリサイクル材等を用いた海底地盤改良材等を利用する
34 際には、環境改善効果だけではなく、生態系への影響等にも十分に配慮して検証を
35 行う。

1 イ 気候変動の影響と適応策の取組

- 2 ○「兵庫県地球温暖化対策推進計画」に基づき、温室効果ガス排出削減対策を基本と
3 しながら適応策の取組を一体的に推進する。
- 4 ○温室効果ガスの削減のため、ブルーカーボン增加に向けた藻場、干潟等の再生・創
5 出や、CO₂吸收源であるグリーンカーボンとしての森林等の整備、カーボンニュー
6 トルルな資源としての木材利用促進等の取組を推進する。
- 7 ○県産農林水産物の県内消費を促進することにより、農林水産物の振興を図るととも
8 に、輸送に伴う温室効果ガスの排出（フードマイレージ）抑制を図る。
- 9 ○地球規模の気候変動がもたらす生物の多様性及び生産性への影響や適応策の調
10 査・研究を推進する。
- 11 ○海域、河川、湖沼の水質測定調査を実施し、気候変動による水質や生物への影響を
12 把握するために必要なデータの収集・蓄積を推進する。

13 (2) 技術開発の促進等

- 14 ○海水温上昇に対する水産物等における高温耐性品種等の技術開発を推進する。
- 15 ○家畜ふん尿や食品廃棄物、木質系廃棄物など地域に存在する未利用バイオマスをた
16 い肥や飼料などの製品やエネルギーとして活用できる技術開発を促進する。
- 17 ○生産・製造過程等での脱炭素の取組を CO₂排出量として見える化し、商品の魅力に
18 繋げる取組を示すカーボンフットプリントの取組を推進する。

19 (3) 栄養塩類管理等における、最新の科学的知見に基づく評価

- 20 ○「兵庫県栄養塩類管理計画」では、事前評価において、一部の海域で全窒素濃度が
21 水質の目標値に達成しないことから、その他の栄養塩類供給方策に関する調査・研究
22 を進め、最新の科学的知見に基づく評価を踏まえた上で本格的な実施に向けて検討す
23 る。
- 24 ○「兵庫県栄養塩類管理計画」に基づく水質の状況については、水質や生物などのモ
25 ニタリング手法や水産資源への影響など最新の科学的知見を踏まえ、調査、予測、評
26 価を行う。

27 ○瀬戸内海における栄養塩類の減少、偏在等の実態の調査、それが水産資源に与え
28 る影響に関する研究その他の瀬戸内海における栄養塩類の適切な管理に関する調
29 査・研究を推進する。

30 5 基盤的な施策

- 31 (1) 「豊かで美しいひょうごの里海づくり」の普及及び県民参加の推進
- 32 ○多様な主体の連携のもと、SDGs の達成にも貢献する「豊かで美しいひょうごの里海」

1 の実現に向けた県民参加の運動を推進する。

2 ○各種広報手段、環境月間、瀬戸内海環境保全月間の事業等により、瀬戸内海の環境
3 の保全について、県民の理解を深める取組や啓発活動を実施する。

4 ○藻場・干潟等の保全、かいぼり、海岸ごみの一斉清掃等への県民の参加を促し、瀬
5 戸内海の環境の保全への地域の理解を深める。

6 ○廃棄物の適正処理を促し、排出事業者責任の徹底に努める。

7 ○公益社団法人瀬戸内海環境保全協会、ひょうご環境保全連絡会及び公益財団法人ひ
8 ようご環境創造協会等の協力を得て、より一層その効果を増すよう努める。

10 (2) 情報提供、広報の充実

11 ○「ひょうごの環境」や「公益社団法人瀬戸内海環境保全協会」等のホームページ
12 等を通じて瀬戸内海の現状等について情報提供を行う。

13 ○各種広報手段を通じて、瀬戸内海の環境の現状及び汚濁負荷や廃棄物の排出抑制
14 への取組等の広報に努める。

16 (3) 環境教育・環境学習の推進

17 ○「新兵庫県環境学習環境教育基本方針」に基づき、様々なライフステージに応じた環境学習・教育が展開され、ふるさと意識・環境保全に対する意識の向上が図られるような取組を推進する。

20 ○瀬戸内海の環境の保全に対する理解を深め、環境保全活動に参加する意識及び自然に対する感性や自然を大切に思う心を育むため、地域の自然及びそれと一体的な歴史的、文化的要素を積極的に活用した環境学習・環境教育を推進する。

23 ○環境学習・環境教育の推進にあたっては、国、地方公共団体、事業者、民間団体との連携を図る。

25 ○環境学習・環境教育の拠点施設としてひょうご環境体験館を活用する。

26 ○海とのふれあいを確保し、その健全な利用を促進する施設の整備や、瀬戸内海の環境の保全についての理解促進のためのプログラム等の整備等に努める。

28 ○国立公園等を活用した自然観察会等地域の特性を生かした体験的学习機会の提供
29 やボランティア等の人材育成及び民間団体の活動に対する支援等に努める。

30 ○小学生を対象とした環境体験事業や自然学校推進事業等の環境学習・環境教育の推進を図る。

33 (4) 広域的な連携の強化等

34 ○栄養塩類管理や海洋プラスチックごみ問題、気候変動等、瀬戸内海全体で取り組むべき課題に対応するため、瀬戸内海環境保全知事・市長会議、公益社団法人瀬戸

1 内海環境保全協会等により、地方公共団体間の連携を図る。

2 ○播磨灘及び紀伊水道について、多様な主体が参画する湾灘協議会を活用し、湾・
3 灘ごとの環境の状況及び施策の進捗状況等を継続して把握し、施策を推進する。

4 ○大阪湾について、関係機関と環境の状況及び施策の進捗状況等を把握できるよう
5 な場の創出に努める。

6 ○大阪湾再生推進会議が策定した「大阪湾再生行動計画」に基づき、関係機関、関
7 係府県・市と連携し、各種改善施策を推進する。

8

9 (5) 国内外の閉鎖性海域との連携

10 ○公益財団法人国際エマックスセンターとの協力により、世界閉鎖性海域環境保全
11 会議等国際会議の開催支援を行うとともに、会議への積極的な参加、人的交流、情
12 報の発信・交換等に努める。

13 ○行政、研究者、事業者、教育機関等と連携し、国際的かつ学際的な交流や調査研
14 究を推進する。

15

16 第4 計画の推進

17 1 計画の進行管理

18 本計画の目標の実現に向け、第3に掲げる施策を着実かつ効果的に進めるために、
19 地域団体や漁業者等関係団体、事業者、行政など多様な主体が一体となって、県民参
20 加の運動として取り組む。

21 これら取組の推進及び進捗管理はPDCAサイクルにより実施し、進捗状況の点検・
22 評価を取りまとめ、県環境審議会や湾灘協議会の意見を聴き、持続的改善を図る。

23 また、県は、関係部局等で構成する兵庫県環境適合型社会形成推進会議瀬戸内海環
24 境保全部会で、各種事業に関して、目標値を盛り込んだ「実施計画」を作成し、部
25 局横断的に取組む。

26 2 計画の点検

27 本計画では、以下の指標や各種事業の実施結果を用いて取組の状況を把握するとと
28 もに、定期的に取組状況を点検する。<指標省略>